

「消費者基本計画」の検証・評価（2010年度）及び計画の見直し
～日本生協連の意見も一部反映～

「消費者基本計画」の検証・評価（2010年度）及び計画の見直しが7月8日に閣議決定されました。この計画の検証・評価および見直しを行うにあたって消費者庁は、素案に対する意見募集を5月25日～6月7日にかけて行い、日本生協連を含む30名・機関（14名・16団体）から意見が提出されました。

日本生協連が提出した意見も踏まえ、2010年度の施策の検証・評価が素案から一部変更されましたので、お知らせします。

〈日本生協連の意見が反映された主な点〉

- 「今後の取組方針」に「2011年度は、昨年度開催の会議・テーマ会合における課題等の整理を7月を目途に行い、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、消費者教育用教材や取組等の体系化を推進する」旨の具体的取組内容が、素案から追記されました。【施策番号87】
- 同じく「今後の取組方針」に、法テラス・サポートダイヤルに寄せられた事故情報の「事故情報データバンクシステム」への登録など、具体例が素案から追記されました。【施策番号99】
- 素案からの変更はありませんでしたが、「2010年度の地方消費者グループ・フォーラムの実施方法や成果を検証して2011年度の開催に生かすことが必要」との意見に対して、「2011年度の地方消費者グループ・フォーラムについては、2010年度の成果や意見等を踏まえ、更なる充実を図っていく」旨の消費者庁の回答がありました。【施策番号129】
- 「カーボンフットプリントの意義を分かりやすく伝える取り組みが必要」との意見を踏まえ、「今後の取組方針」が「これまでの試行事業の成果を踏まえ、引き続き生産者等が参加しやすいような仕組みの構築と消費者等への理解促進に努める」と修正（下線部分が素案に追記）されました。【施策番号142】
- 「環境にやさしい買い物キャンペーン」と「3R促進ポスターコンクール」について、過去の実績との比較を踏まえた評価が素案から追記されました。また、「今後の施策の実施に際して、より効果的な取組について検討する」旨の消費者庁の回答がありました。【施策番号143】

〈日本生協連の意見が反映されなかった主な点〉

- 「消費者教育に関する法制の整備については、施策番号87に加えるのではなく個別の施策とし、具体的な検討スケジュールも示して欲しい。消費者教育に関する法制の整備を急ぐべき」との意見を提出しましたが、「指摘の点は今後の施策の実施に際して参考にする」旨の回答のみに留まりました。【施策番号87】
- 「東日本大震災による原子力発電所の事故・停止等を踏まえて、2010年6月のエネルギー基本計画（第2次見直し）、2020年の温室効果ガス排出量削減対策および削減目標の見直しの検討が必要。同時に、温室効果ガスの総量削減は必須であり、単純な啓発キャンペーンだけでなく、キャップアンドトレードを含むCO₂の排出量の規制や、家庭の省エネや創エネを排出権としてクレジット化するなどの経済的手法を具体化すべき」旨の意見を提出しましたが、「指摘の点については、今後

の施策の実施に際して参考にする」旨の回答のみに留まりました。【施策番号 140】

〈日本生協連が意見を提出した施策で、消費者基本計画の内容が後退した主な点〉

- 「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する「基本的事項」の改定について、「先送りすることなく早急に行って欲しい」との意見を提出しましたが、消費者基本計画では「2010 年度の早い時期に着手します」から「継続的に実施します」となり、実施時期が不明確となりました。【施策番号 20】
- 「消費者委員会の地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議（2011 年 4 月 15 日）を踏まえて関係省庁の対応を取りまとめ、2011 年 7 月までに各種施策の実施のための詳細な工程表を作成すべき」との意見を提出しましたが、「指摘の点は今後の施策の実施に際して参考にする」旨の回答で、消費者基本計画の具体的施策における表記が「消費者委員会における審議を踏まえ」から「消費者委員会における審議結果なども参考とし」と消極的な表現になりました。【施策番号 122】

日本生協連の提出意見概要と反映状況

1. 食品の安全について

〈食品の安全を確保するための施策〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
20	食品の安全性を確保していくには、社会情勢にあわせた総合的な政策が必要です。食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」の改訂は、先送りすることなく、早急に行ってください。	× 計画における「基本的事項」の改定時期が、「2010年度の早い時期に着手します」（2010年閣議決定）から「継続的に実施します」（2011年閣議決定）と内容的に後退。
21	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションは、関連各省庁とも継続していることは評価しますが、効果的な連携は図られていません。各省庁の専門性を生かし、消費者の疑問に総合的に答え、コミュニケーションを図れる場を多く作るよう要望します。	× 「関係行政機関等の協力や体制整備に関して、関係機関において情報及び意見の交換を実施しているが、今後の施策の実施に際して指摘の内容も参考にする」旨の消費者庁の回答のみ。

2. 環境について

〈環境に配慮した消費行動と事業活動の推進〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
140	<p>東日本大震災による原子力発電所の事故・停止と、自然エネルギーの導入拡大の方向を踏まえて、2010年6月に策定した政府の「エネルギー基本計画（第2次見直し）」の見直しと、2020年の温室効果ガス排出量削減対策の見直し、削減目標見直しの是非の検討が必要です。検討にあたっては、消費者・国民の意見を十分反映することが必要です。</p> <p>同時に、温室効果ガスの総量削減は必須であり、CO₂削減の取り組み強化が必要です。今年の夏の電力不足に対応した節電では、企業や家庭の節電対策が効果を上げようとしています。単純な啓発キャンペーンだけでは限界があり、キャップアンドトレードを含むCO₂の排出量の規制や、家庭の省エネや創エネを排出権としてクレジット化するなどの経済的手法を具体化すべきです。</p>	× 「指摘の点については、今後の施策の実施に際して参考にする」旨の消費者庁の回答のみ。

142	<p>今年、カーボンフットプリントの試行事業が最終年度ですが、認定や表示された商品の数が少なく、日常的に消費者の目に触れることがほとんどありません。その要因として事業者の算定の作業負荷が大きいことが言われています。普及するまでは、事業者が算定しやすいよう国が共通のデータベースや算定ソフトを作るなどして、表示商品数を増やし、同時にそうした仕組みを消費者にわかりやすく伝えることが必要です。</p>	<p>○ 今後の取組方針を「これまでの試行事業の成果を踏まえ、<u>引き続き生産者等が参加しやすいような仕組みの構築と消費者等への理解促進に努める</u>」に変更（下線部分を素案に追記）。</p>
143	<p>「環境にやさしい買い物キャンペーン」はマンネリ化し、国民運動としての盛り上げや統一感が感じられません。主要な小売業（小売業界や商店街）が参加し、各小売業が競って3Rの取り組みをアピール・推進する企画を検討すべきです。</p> <p>「3R推進全国大会」は、毎年各県持ち回りで開催されていますが、このイベントの効果を検証してください。</p>	<p>○ 「環境にやさしい買い物キャンペーン」と「3R 促進ポスターコンクール」について、過去の実績との比較を踏まえた評価を素案に追記。また、「今後の施策の実施に際して、より効果的な取組について検討する」旨の消費者庁の回答。</p>
144	<p>ウェブマガジン「リ・スタイル」は、「月に2回程度約5000人にメールニュース配信」「月に約17000のアクセス」とのことですが、この結果への評価を記載し効果を検証してください。</p>	<p>○ 「リ・スタイル」について、過去の実績との比較を踏まえた評価を素案に追記。</p>
145	<p>ポスターやパンフレットをどのように配布しているのか、その方法や効果を明らかにしてください。</p> <p>一括して各種リサイクル法といっても、容器包装リサイクル法と、家電リサイクル法や自動車リサイクル法などでは、消費者の暮らしの中で出会う場面は違います。それぞれの場面にあった形で、国が自治体や関係事業者と連携して各法律の内容を消費者に普及することが有効と考えます。</p>	<p>○ 2010年度度分「工程表」の達成状況の評価・検証について、表現を素案から変更。</p>
151	<p>参考指標がパンフレットの配布数等の啓発関連しかありませんが、再生利用率などを指標に評価すること</p>	<p>○ 施策の実施状況に「食品関連事業者等に対しての優良事例の紹介</p>

	<p>は可能です。</p> <p>食品循環資源の再生利用率の目標達成年（2012年）が迫っていますが、達成見通しを明らかにしてください。また、再生利用率が著しく低い（例えば20%以下の）食品関連事業者への指導強化を含めて、底上げを図ってください。</p>	<p>等を行う説明会を4箇所開催した」ことを素案から追記。検証・評価は「(前略)新たにパンフレットを作成・配布するとともに、<u>説明会を開催することで、更なる取組の推進を図ることができた</u>」に変更（下線部分を素案に追記）。</p>
--	---	---

3. 消費者行政・法制度について

〈消費者取引の適正化を図るための施策〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
42	<p>今後の取組方針で「民法改正論議と連携した消費者契約法の不当勧誘・不当条項の在り方及び消費者団体訴訟制度における差止請求の拡大について検討する」とされていることは評価します。さらに具体的な取り組みへの着手を期待します。</p>	<p>△</p> <p>「消費者契約法（実体法部分）の見直しの検討は、現在行われている民法（債権関係）改正議論と連携した検討が不可欠で、論点の把握等に現在努めている」「指摘に留意しつつ、差止訴訟の対象の拡大を含め今後検討する」旨の消費者庁の回答。</p>

〈消費者の意見の消費者行政への反映と透明性の確保〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
109	<p>各省庁が実施している消費者相談のあり方について横断的・総合的な検討を行うことを具体的施策に追加すべきです。</p>	<p>×</p> <p>「各省庁等において、引き続き、情報・相談体制の整備に努めるとともに、指摘の点は今後の施策の実施に際して参考にする」旨の消費者庁の回答のみ。</p>

〈消費者被害救済のための制度の創設に向けた検討〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
110	<p>「集团的消費者被害救済制度研究会報告書」の取りまとめや「集团的消費者被害救済制度専門調査会」での調査・審議は評価します。集团的消費者被害救済制度の検討にあたっては、適格消費者団体が必要な費用回収ができる仕組みの検討を希望します。実施時期も、予定通り2012年度の通常国会に法案を提出し、法制化してください。</p>	<p>△</p> <p>「集团的消費者被害救済制度については、指摘の点も参考に、十分な検討を行う」旨の消費者庁の回答。計画における実施時期は、「平成23年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得た上、平成24年常会への法案提出を目指します」に見直し。</p>

〈地方公共団体への支援・連携〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
121	2011年度以降の検証・評価の参	×

	考指標として、地方における消費者関連施策の目に見える充実や消費者行政関連予算および人員の増加、消費者被害減少などを採用し、支援・連携の成果をより明確に判断できるようにすることが必要です。	「指摘の点は今後の施策の実施に際して参考にする」旨の消費者庁の回答のみ。
122	消費者委員会が2011年4月15日付けでおこなった「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」を踏まえて関係省庁の対応を取りまとめ、2011年7月までに各種施策の実施のための詳細な工程表を作成すべきです。	× 「指摘の点は今後の施策の実施に際して参考にする」旨の消費者庁の回答のみ。計画における具体的施策の表記は、「消費者委員会における審議を踏まえ」（2010年閣議決定）が「消費者委員会における審議結果なども参考とし」（2011年閣議決定）と内容的に後退。

〈消費者団体等との連携〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
127	適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金確保について、意見交換や情報共有に加え、財政支援のあり方を含めた具体的支援策の検討が必要です。実施時期も、2012年9月を前倒して実施することが望まれます。	△ 「適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な支援の在り方については、適格消費者団体や国民生活センター等に対するヒアリングを実施、整理を行っており、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第5項に定められた2012年9月までに必要な措置が講じられるよう具体的な支援策の検討を進めていく」旨の消費者庁の回答。
128	PIO-NET 端末の設置が実施時期（平成23年度内）付きで明記されたことは、適格消費者団体の適切な運営に資するものと評価します。	△ 「適格消費者団体に対する必要な支援の在り方については、適格消費者団体や国民生活センター等に対するヒアリングを実施、整理を行っており、具体的な支援策について引き続き検討していく」旨の消費者庁の回答。計画における実施時期は「PIO-NET 端末の設置については、平成23年度内に利用可能となるよう具体化を進めます」に見直し。
129	全国8ブロックでの「地方消費者グループ・フォーラム」開催は評価します。2010年度の実施方法や成果を検証し、2011年度の開催に生かすことが必要です。	△ 「本年度の地方消費者グループ・フォーラムについては、2010年度の成果や意見等を踏まえ、更なる充実を図っていく」旨の消費者庁の回答。

	消費者行政における消費者団体の役割や育成・支援のあり方について消費者庁としての考え方を早急に明確にし、消費者団体の相談活動に対する財政支援についても検討が必要です。	
--	--	--

4. 消費者教育について

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
87～91、93、94、96～101、103、104	「今後の取組方針」が抽象的な記述にとどまっており、今後実施することが不明確です。2010年度の評価を踏まえ、より具体的な方針を示してください。	○ 施策番号 87 の今後の取組方針に、2012 年度の具体的な取組内容が素案から追記された。施策番号 99 の今後の取組方針にも、法テラス・サポートダイヤルに寄せられた事故情報の「事故情報データバンクシステム」への登録など、具体例が素案に追記された。施策番号 101 については「被害の発生状況に応じて、ウェブサイト、リーフレット等の媒体を利用して広報啓発活動を実施していく」旨の消費者庁の回答。

〈消費者教育の体系的・総合的推進〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
87、90、94、97	他省庁との連携が進んだことは評価できます。一方、消費者庁自身が実施する具体的事業は不十分です。特に社会人や高齢者への消費者教育や自治体等地域レベルでの推進については、消費者庁も実践的な事業を実施すべきです。	× 「消費者庁では、教材の作成や教育手法の調査研究等に取り組んでいるが、引き続き、実践的な事業を実施できるよう検討する」旨の消費者庁の回答のみ。
87	工程表に沿った消費者教育に関する各種の事業の実施を「今後の取組方針」に明記してください。例えば、学校教育現場と地方消費者行政・消費生活センターが連携した消費者教育をモデル的に実施する等、文部科学省と連携して実施することで、より地域での消費者教育が広がることを期待します。 消費者教育に関する法制の整備については、施策番号 87 に加えるのではなく個別の施策とし、具体的な検討スケジュールも示してくだ	× 「指摘の点については、今後の施策の実施に際して参考にする。教材の作成や教育手法の検討については、別途、施策番号 94 や 89 において対応していく」旨の消費者庁の回答のみ。

	さい。消費者教育の理念を明確にし、国全体として総合的に消費者教育を推進するため、消費者教育に関する法制の整備を急ぐべきです。	
89	消費者教育手法について、実践的な調査研究を実施したことは評価できますが、調査結果の普及方法や今後の活用方法が示されていません。調査結果を有効に生かすための具体的な計画を示してください。	× 「2010 年度に行った教育手法の調査研究も踏まえ、更に検討を進めていく」旨の消費者庁の回答のみ。

〈学校における消費者教育の推進・支援〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
94	専門家、文部科学省、国民生活センターと連携した教材作成や、普及にあたって教育委員会に協力を依頼するなど、より効果的に実施したことは評価できます。教育現場でより広く活用されるよう、文部科学省と連携し、具体的な事業が展開されることを期待します。	△ 「指摘の点については、今後の施策の実施に際して参考にするとともに、各省庁と連携し、より効果的な普及を図れるよう検討する」旨の消費者庁の回答。

〈地域における消費者教育の推進・支援〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
96	消費者庁では「高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック」を配布していますが、それを使った出前講座の実施と終了後の評価や、アンケートによる教材の活用状況調査など、より効果的な普及を検討すべきです。	× 「指摘の点については、今後の施策の実施に際して参考にする」旨の消費者庁の回答のみ。